計量法第121条の２の規定に基づく認定の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第304号

計量法（平成４年法律第51号）第168条の５第１号の規定に基づく同法第121条の２の認定を行ったので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第12号の規定に基づき、公告する。

平成25年８月５日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

計量法第121条の２の規定に基づく特定計量証明事業を行う者の認定

（2013年７月10日認定分）

認定番号	認定特定計量証明事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	認定の区分及び、媒体／計量の方法	認定の有効期限
N―0104―01	株式会社グリーンラボ 大阪府大阪市大正区船町２丁目２番11号	株式会社グリーンラボ 大阪府大阪市大正区船町２丁目２番11号	・大気中のダイオキシン類 排ガス／ＪＩＳＫ0311（2008） 環境大気／ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成20年環境省　水・大気環境局） ・水又は土壌中のダイオキシン類 環境水／ＪＩＳＫ0312（2008） 排水／ＪＩＳＫ0312（2008） 土壌／ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年環境省　水・大気環境局） 底質／ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年環境省　水・大気環境局）	2016年07月09日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第４号

平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業に係る下記１の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第78条第３項で準用する第73条第２項の規定に基づく損失に関する補償金（以下「損失補償金」という。）の協議については、協議書を送付したが受領されずに返送されたため、その内容を下記のとおり公告する。

記

１　氏名及び住所
　氏名　柏木　新作
　住所　平塚市真田一丁目１番21号
２　協議の内容
　一　施行者が移転した建築物等の表示
　　所在地　平塚市北金目字北久保1696番１
　　名　称　木造平家建倉庫（１棟の一部）及び工作物等
　二　上記建築物等の移転に係る損失補償金の協議において、協議内容に対する回答期限である平成25年７月10日を過ぎても柏木新作から何ら回答がないため、損失補償金については施行者の定めた額として、本件協議は終了することとしたので通知する。
　　なお、損失補償金について不満がある場合は、法第73条第３項の規定により、神奈川県収用委員会に土地収用法第94条第２項の規定に基づいた裁決を申請することができることを申し添える。
３　本件に関する問合わせ先
　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　事業部　神奈川中部開発事務所補償課（伊勢原市笠窪356番地　電話0463―92―8560）
平成25年８月５日
　平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業
　　施行者　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
　　本部長　安達　哲郎

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第５号

平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業に係る下記１の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第78条第３項で準用する第73条第２項の規定に基づく損失に関する補償金（以下「損失補償金」という。）の協議については、協議書を送付したが受領されずに返送されたため、その内容を下記のとおり公告する。

記

１　氏名及び住所
　氏名　有限会社柏木工務店
　　代表取締役　柏木　新作
　住所　平塚市真田一丁目１番21号
２　協議の内容
　一　施行者が移転した建築物等の表示
　　所在地　平塚市北金目字北久保1696番１
　　名　称　木造平家建倉庫（１棟の一部）及び工作物等
　二　上記建築物等の移転に係る損失補償金の協議において、協議内容に対する回答期限である平成25年７月10日を過ぎても有限会社柏木工務店から何ら回答がないため、損失補償金については施行者の定めた額として、本件協議は終了することとしたので通知する。
　　なお、損失補償金について不満がある場合は、法第73条第３項の規定により、神奈川県収用委員会に土地収用法第94条第２項の規定に基づいた裁決を申請することができることを申し添える。
３　本件に関する問合わせ先
　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　事業部　神奈川中部開発事務所補償課（伊勢原市笠窪356番地　電話0463―92―8560）
平成25年８月５日
　平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業
　　施行者　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
　　本部長　安達　哲郎

弁理士登録公告

平成25年７月17日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
７月17日	19254	櫻井　　孝
７月17日	19255	榮野　隼一
７月17日	19256	北川　祐造
７月17日	19257	梶　　大樹
７月17日	19258	関　　和郎
７月17日	19259	佐々木雅之